

報告第9号

令和2年度一般財団法人宇治市福祉サービス公社事業計画並びに予算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度一般財団法人宇治市福祉サービス公社事業計画並びに予算について別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

宇治市長 山 本 正



2一財宇福公第0056号
令和2年4月16日

宇治市長
山本 正 様

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 塚原 理 俊



令和2年度（2020年度）一般財団法人宇治市福祉サービス公社
事業計画書及び収支予算書の提出について

標記の件につきまして、一般財団法人宇治市福祉サービス公社の理事会において可決されましたので、別添のとおり提出いたします。

議案第 21 号「一般財団法人宇治市福祉サービス公社 令和 2 年度事業計画書」
について

一般財団法人宇治市福祉サービス公社令和 2 年度事業計画を次のとおり策
定するものとする。

令和 2 年 3 月 25 日提出・可決

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 塚 原 理 俊

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2020 年度
(令和 2 年度)

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「将来の安定的な経営を見据えた改革の推進」

I. 事業・予算編成方針

公社の財務状況は、いくつかの要因から年々厳しくなってきたが、2017年度(平成29年度)に収支決算ベースで4期連続の最終減益となったことから、2018年度(平成30年度)を初年度とした「経営改革5ヵ年計画」を策定し、財務健全化に向けた取り組みを役職員一体となって進めている。

計画初年度の2018年度(平成30年度)については、一定の効果額が見込め且つ速やかに達成できるところから着手したことにより、計画通りの成果を上げることはできた。そして、計画2年度目となる2019年度(令和元年度)は、事業の見直しや職員定数、人件費削減の検討等、改革の本丸部分に取り組む年度となるため、計画の進捗に遅れがないように、事業を執行する公社理事会としても、理事会の内部組織として「経営改革5ヵ年計画推進調整会議」を立ち上げ、具体的な検討・調整を進めてきたところである。

公社が他の民間事業者に伍して、これからも永きに亘って市民・利用者のため、公社設立趣旨を全うするには、「経営改革5ヵ年計画」の取り組みの3ヵ年度目に当たる2020年度(令和2年度)こそ、大きな分岐点・試金石となることは、この間の2019年度(令和元年度)通期の決算見込みや事業の運営状況、また、公益目的支出計画の完了等を踏まえれば必至の情勢である。

そのため、2020年度(令和2年度)当初予算編成及び事業計画については、理事会で決議した「当面の経営方針」に基づき策定し、役職員一体となって取り組んでいくものとする。

また同時に、「経営改革5ヵ年計画推進調整会議」において、進行管理を行い、更なる経営改革に向けた議論を深化させるとともに、業務執行の目標達成に向けた様々な取り組みを鋭意進める。

記

(1) 「経営改革5ヵ年計画」に基づく財務健全化への取り組みを推進する。

- ① 受託事業の抜本的見直しと、それに基づく市との協議継続に取り組む。
- ② 「当面の経営方針」に基づいて各事業に取り組む。
- ③ 役職員全体での「痛み」を共有する行動に取り組む。
- ④ 「経営改革5ヵ年計画」の年度ごとに設定した数値目標達成に取り組む。

(2) 地域保健福祉の拠点を担う公社の役割の整理と、地域に貢献できる効果的・効率的な事業運営を推進する。

- ① 第8期介護保険事業計画を見据えた介護保険事業の運営方法の点検と見直し。
- ② 地域福祉センターの改修を踏まえて、指定管理者として地域の介護予防・高齢者等の活動拠点となり得る活用方法の提案。

(3) 人材難を乗り越えるために、業務内容や役割分担の見直し、職場環境の改善等に向けた一体的な取り組みを推進する。

- ① 限られた人員で効率的な業務運営を行えるよう業務内容の抜本的な見直しと、職員、アルバイト等の業務内容や職責等の整理を図った上での適正な業務分担の推進。
- ② 職員の経験、役職に応じた計画的な研修体系の見直しと実践。
- ③ 対話を基本とした職員間の双方向コミュニケーション環境の整備。
- ④ 魅力的な職場づくり・仕事づくりと地域に向けた発信。
- ⑤ 幅広い年齢層や多様な働き方に対応できる就労条件・環境の整備。

II. 重点項目

(1) 「経営改革5ヵ年計画」に基づく財務健全化への取り組みを推進する。

① 受託事業の抜本の見直しと、それに基づく市との協議継続に取り組む。

経営悪化の主たる要因は、介護人材不足等による介護保険事業等の収入が減収となる中、受託事業における収支や人件費比率の上昇が公社全体の財務状況悪化の要因となっているため、受託要件の早急な改善を図らなくてはならない。

具体的には少なくとも現行受託事業の収支を均衡にする必要があるため、市に対して改めて事業に見合う適正な仕様・積算による受託料を求めていく等、受託事業の在り方についての協議を引き続き行う。

② 「当面の経営方針」に基づいて各事業に取り組む。

「経営改革5ヵ年計画推進調整会議」の中で、事業ごとの「事業評価シート」により、担当職員等から業務内容や現況と課題を聞き取り、事業内容の見直しや財務構造の改善についての議論を通してまとめてきたことを踏まえて、事業ごとに収支を意識した事業運営を行う。

③ 役職員全体での「痛み」を共有する行動に取り組む。

介護保険事業等の減収は、公社を運営する財源の根幹を揺るがすことになるので、「経営改革5ヵ年計画」に掲げている定数配置の見直しや、事業運営の効率化に数値目標を示して取り組むことで収益性を上げる。また、人材確保の課題等はあるものの、収益の高い事業に持てる経営資源を集中して増収に向けた取り組みを進めるとともに、人件費比率を下げるための「経営改革5ヵ年計画推進調整会議」の「中間まとめ」に沿った取り組みを進める。

④「経営改革5ヵ年計画」の年度ごとに設定した数値目標達成に取り組む。

経営改革の客観的な成果を担保するため、財務・定数等の数値達成目標を設定し、進行管理の厳格化に努める。そして、「経営改革5ヵ年計画」の取り組みとして、『3ヵ年度目以降における単年度当期収支黒字5,000千円以上』、最終年度となる2022年度（令和4年度）には、『人件費比率78%未満』、計画終了後の2023年度（令和5年度）には、『財調基金の設置』、以上3点を達成目標に設定し、役職員が一体となって達成に向けて取り組む。

(2) 地域保健福祉の拠点を担う公社の役割の整理と、地域に貢献できる効果的・効率的な事業運営を推進する。

① 第8期介護保険事業計画を見据えた介護保険事業の運営方法の点検と見直し。

昨年10月末で営業を休止している東宇治事業所の認知症対応型デイサービスの再開に向けて、市の認知症施策、認知症高齢者の状況や利用者ニーズを踏まえて、地域から求められる認知症対応型デイサービスの在り方を検討する。

② 地域福祉センターの改修を踏まえて、指定管理者として地域の介護予防・高齢者等の活動拠点となり得る活用方法の提案。

指定管理者として運営している3ヵ所の地域福祉センターが、昨年度改修工事を終えたことにより、地域の高齢者をはじめとする住民に積極的に活用いただけるように、総合事業による利用と併せて、公社として更に地域に根差した独自の取り組みを進める。

(3) 人材難を乗り越えるために、業務内容、役割分担の見直し、職場環境の改善等に向けた一体的な取り組みを推進する。

① 限られた人員で効率的な業務運営を行えるよう業務内容の抜本的な見直しと、職員、アルバイト等の業務内容や職責等の整理を図った上での適正な業務分担の推進。

人材確保が益々困難となる中、現在公社で働く職員の定着が最も重要なことから、現在の仕事の進め方、範囲、業務量、他部署とのバランス等を洗い出し、一人の職員に荷重な業務にならないように、業務の適正化に努める。

② 職員の経験、役職に応じた計画的な研修体系の見直しと実践。

人材育成計画における経験年数別のスキルとそれに応じた研修体系を更に具現化させ、年間を通しての研修を企画・実施する。

③ 対話を基本とした職員間の双方向コミュニケーション環境の整備。

職員間で役職を問わず円滑なコミュニケーションを図るために、対話重視型の組織づくりを引き続き掲げて、コミュニケーション不全があればその原因を洗い出し、係単位、事業所単位で解決に努める。

④ 魅力的な職場づくり・仕事づくりと地域に向けた発信。

人材難の中、地域に対して保健・福祉・介護の仕事の魅力を地域に発信することが必要である。そのために、自分達の仕事に誇りをもって取り組めるよう、まずは自分達の仕事を「見える化」させ、地域に様々な広報媒体、機会を活用して発信する。

⑤ 幅広い年齢層や多様な働き方に対応できる就労条件・環境の整備。

短時間勤務やダブルワーク等、多種多様な働き方ができる仕組みをつくり、幅広く人材確保に努めていくとともに、これらの就労希望者を受け入れることができるよう職場環境を整備する。

Ⅲ. 新規事業等

【宇治市委託事業】 ※事業拡充

① 生活支援体制整備事業（第2層協議体に係る業務）

生活支援体制整備事業について、中宇治圏域と西宇治圏域の第2層協議体設置に向けた調査や、地域診断、住民主体型のサービス開発等の業務を拡充する。

IV. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3ヵ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内で開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	2019年度（令和元年度）事業報告について 2019年度（令和元年度）決算報告について
8月	2020年度（令和2年度）第1四半期までの事業進捗状況について 2020年度（令和2年度）第1四半期までの事業収支実績について
11月	2020年度（令和2年度）第2四半期までの事業進捗状況について 2020年度（令和2年度）第2四半期までの事業収支実績について
1月	2020年度（令和2年度）第3四半期までの事業進捗状況について 2020年度（令和2年度）第3四半期までの事業収支実績について
3月	2021年度（令和3年度）事業計画について 2021年度（令和3年度）収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

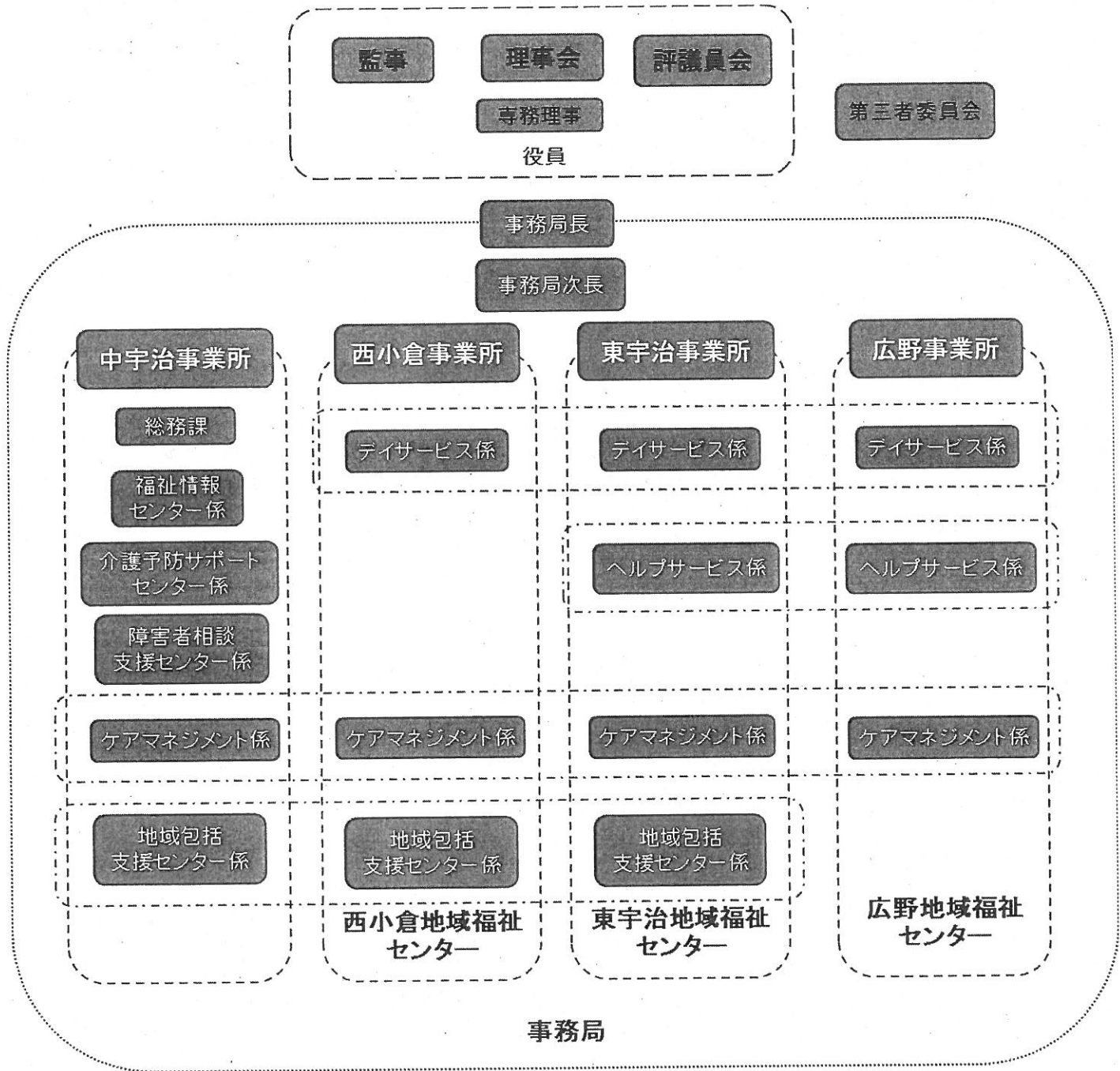
*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6月	2019年度（令和元年度）事業報告について 2019年度（令和元年度）決算報告について 役員の改選について
3月	2021年度（令和3年度）事業計画について 2021年度（令和3年度）収支予算について

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

V. 組織機構



VI. 各種委員会の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を下記のとおり設置する。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆CS向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぼっぼ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・ホームページのリニューアルに関すること。

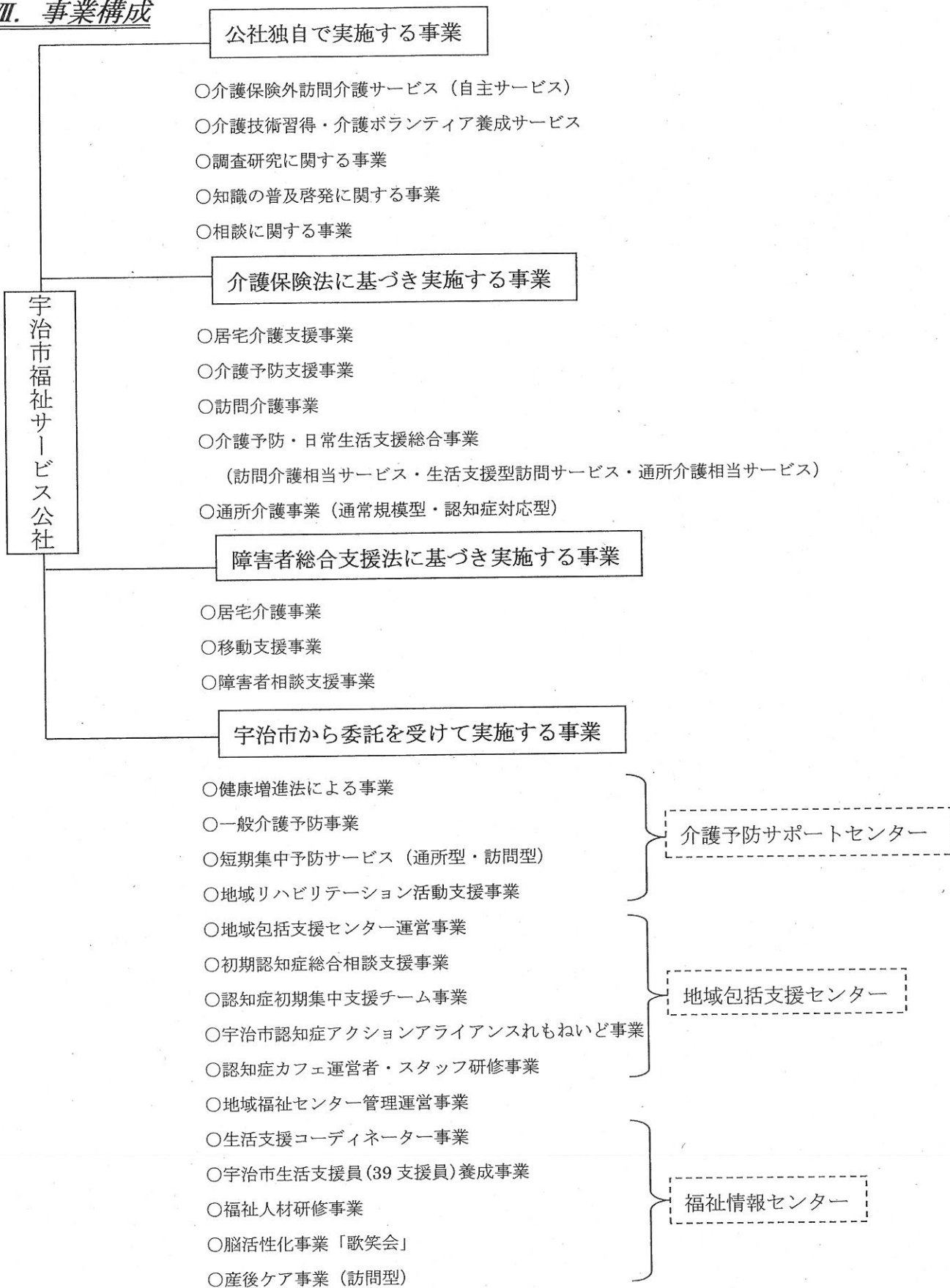
◆ES向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・各事業所、各係の課題を横断的に取り上げ、議論、共有、提案を行う社内ネットワーク会議の企画・実施に関すること。

◆公社リクルート委員会 ※新規再編

- ・昨年度実施した経営改革検討会議での取り組みを踏まえ、特に公社として課題となっている人材確保や社内研修体系の見直し等に特化した検討委員会として再編する。

VII. 事業構成



Ⅷ. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス「ほほえみサポート」）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとしてヘルプサービス係で実施してきたが、介護保険対象外の中でも特にニーズが高い病院内での見守り、介助支援を中心としたサービス内容のみとし、その他の介護保険対象外サービスについては、中宇治事業所福祉情報センターで実施の自主サービス「ほほえみサポート」がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

併せて、生活支援サービスに特化した「生活援助従事者研修課程コース」を開催する。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぽっぽ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部 SNS を利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。併せて、閲覧数を増やすためにホームページのリニューアルに向けて引き続き取り組む。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

そして、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させる。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

(5) 地域保健福祉に寄与する関係団体等に関する支援、助成事業

① 地域力助成事業

地域力助成事業は、2013年度（平成25年度）からの一般財団法人への移行に伴い、公益目的支出計画の中で取り組んできた事業であるが、昨年度を以って予定より短い期間で公益目的支出計画全体の執行を完了することとなった。

そのため、7年間で延19団体（実10団体）に、地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の支援として助成を行った実績を踏まえ、今後の地域保健福祉に寄与する関係団体等に関する支援の在り方等について検討する。

介護保険法に基づき実施する事業

(6) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヵ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(7) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

また、いわゆる基準緩和型訪問介護（家事支援）についても、宇治市が養成する生活支援員（通称39支援員）によるサービス提供に取り組む。

(8) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が發揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(9) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(10) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>

2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

3) スロートレーニング <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター>

4) スロートレーニングミックス <広野地域福祉センター・あいらの杜>

5) 脳活性化事業「頭すこやか講座」<生涯学習センター・東宇治・西小倉地域福祉センター>

6) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内介護予防拠点>

7) 脳活性化事業「歌笑会」<ヴィラ鳳凰、伊勢田明星園、東宇治地域福祉センター>

※情報センター事業

③ 短期集中予防サービス

(通所型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

1) トータルぷらす <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的に訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑥ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関すること ④家族支援プログラムのフォローに関すること を主な事業内容とする。

⑦ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 認知症カフェ運営者・スタッフ研修事業

京都府内で認知症カフェを運営する団体やスタッフ向けの研修会を開催する。

⑩ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託し、今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常的に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていけるような企画、事業を実施する。

⑪ 生活支援コーディネーター事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して事業を実施する。

⑫ 宇治市生活支援員（39 支援員）養成事業

基準緩和型訪問介護に従事するマンパワーとして、宇治市が独自のカリキュラムにより認定する宇治市生活支援員（通称 39 支援員）の養成事業を行う。

⑬ 福祉人材研修事業

宇治市内の介護支援専門員や介護保険事業者従事者等を対象に、その資質の向上を図るため、各種の研修を企画・実施する。

⑭ 脳活性化事業「歌笑会」 ※【②・7）再掲】

認知症予防事業として、音楽を用いて身体を動かし、懐かしい歌を歌いながら、認知症を正しく理解（ミニ講座）し、楽しく予防する教室を企画・開催する。（市内 3 会場にて月 1 回開催）

⑮ 産後ケア事業（訪問型）

宇治市福祉子ども部保健推進課の新規事業である産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士等のホームヘルパーを派遣する。

議案第 22 号「一般財団法人宇治市福祉サービス公社 令和 2 年度収支予算書」について

一般財団法人宇治市福祉サービス公社令和 2 年度収支予算書を次のとおり策定するものとする。

令和 2 年 3 月 25 日提出・可決

一般財団法人宇治市福祉サービス公社
理事長 塚 原 理 俊

令和 2 年 度

収 支 予 算 書
(損益収支予算書)

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

令和2年度 一般財団法人宇治市福祉サービス公社 収支予算書

2020年04月01日から
2021年03月31日まで

全事業

(単位:円)

勘定科目名	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
受取会費	450,000	450,000	0
協力会員受取会費	0	0	0
利用会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	450,000	450,000	0
事業収益	783,761,000	790,534,000	△ 6,773,000
介護保険収益	416,097,000	426,656,000	△ 10,559,000
介護予防収益	79,244,000	83,633,000	△ 4,389,000
介護保険外収益	76,314,000	76,952,000	△ 638,000
利用者負担金収益	58,210,000	59,791,000	△ 1,581,000
福祉情報センター事業収益	720,000	1,020,000	△ 300,000
受託事業収益	153,176,000	142,482,000	10,694,000
受取補助金	1,400,000	2,120,000	△ 720,000
地方公共団体補助金	1,400,000	2,120,000	△ 720,000
受取利息配当金収益	1,000	1,000	0
受取寄付金	10,000	10,000	0
雑収益	3,673,000	3,802,000	△ 129,000
経常収益計	789,296,000	796,918,000	△ 7,622,000

(単位:円)

勘定科目名	当年度	前年度	増減
(2)経常費用			
事業費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	225,458,000	229,644,000	△ 4,186,000
アルバイト賃金	214,032,000	210,496,000	3,536,000
職員賞与	68,126,000	68,302,000	△ 176,000
退職給付費用	4,859,000	8,023,000	△ 3,164,000
法定福利費	65,059,000	65,854,000	△ 795,000
福利厚生費	3,987,000	4,001,000	△ 14,000
給食材料費	12,727,000	8,951,000	3,776,000
会議費	17,000	11,000	6,000
旅費交通費	695,000	878,000	△ 183,000
通信運搬費	6,747,000	6,684,000	63,000
消耗品費	6,712,000	7,570,000	△ 858,000
修繕費	2,931,000	3,150,000	△ 219,000
印刷製本費	733,000	741,000	△ 8,000
燃料費	4,240,000	4,585,000	△ 345,000
光熱水費	25,086,000	23,866,000	1,220,000
支払助成金	0	2,000,000	△ 2,000,000
賃借料	13,598,000	14,087,000	△ 489,000
保険料	2,960,000	2,746,000	214,000
諸謝金	2,638,000	2,666,000	△ 28,000
租税公課	118,000	245,000	△ 127,000
支払負担金	1,086,000	705,000	381,000
委託費	33,955,000	42,933,000	△ 8,978,000
備品費	694,000	836,000	△ 142,000
手数料	345,000	291,000	54,000
使用料	3,128,000	3,967,000	△ 839,000
広告料	40,000	60,000	△ 20,000
雑費	0	0	0

勘定科目名	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	5,190,000	5,643,000	△ 453,000
給料手当	24,182,000	26,712,000	△ 2,530,000
アルバイト賃金	3,901,000	1,512,000	2,389,000
職員賞与	5,240,000	7,344,000	△ 2,104,000
退職給付費用	3,830,000	4,857,000	△ 1,027,000
法定福利費	6,437,000	6,364,000	73,000
福利厚生費	1,730,000	1,843,000	△ 113,000
会議費	98,000	110,000	△ 12,000
旅費交通費	114,000	126,000	△ 12,000
通信運搬費	1,198,000	1,182,000	16,000
消耗品費	1,150,000	1,075,000	75,000
修繕費	450,000	600,000	△ 150,000
印刷製本費	606,000	630,000	△ 24,000
燃料費	32,000	44,000	△ 12,000
光熱水費	1,248,000	1,506,000	△ 258,000
賃借料	1,128,000	1,796,000	△ 668,000
保険料	495,000	265,000	230,000
諸謝金	4,728,000	4,086,000	642,000
租税公課	5,335,000	5,232,000	103,000
支払負担金	780,000	1,010,000	△ 230,000
委託費	5,755,000	4,627,000	1,128,000
備品費	500,000	500,000	0
手数料	444,000	466,000	△ 22,000
使用料	323,000	455,000	△ 132,000
広告料	76,000	550,000	△ 474,000
支払寄附金	0	0	0
雑費	18,000	18,000	0
貸倒引当金繰入	10,000	10,000	0
建物減価償却費	79,000	79,000	0
建物附属減価償却費	743,000	756,000	△ 13,000
什器備品減価償却費	509,000	699,000	△ 190,000
車両減価償却費	0	0	0
少額減価償却資産減価償却費	1,160,000	950,000	210,000
ソフトウェア減価償却費	827,000	186,000	641,000
リース資産減価償却費	4,672,000	4,227,000	445,000
経常費用計	782,959,000	798,752,000	△ 15,793,000
当期経常増減額	6,337,000	△ 1,834,000	8,171,000

(単位:円)

勘定科目名	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	6,337,000	△ 1,834,000	8,171,000
法人税等	90,000	82,000	8,000
当期一般正味財産増減額	6,247,000	△ 1,916,000	8,163,000
一般正味財産期首残高	64,993,114	64,565,001	428,113
一般正味財産期末残高	71,240,114	62,649,001	8,591,113
II. 指定正味財産の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	71,240,114	62,649,001	8,591,113